

# 市からの 連絡帳

**12月は、固定資産税・都市計画税  
第3期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
▶納税課 ☎042-460-9831

## 届け出・税・年金など 証明書コンビニ交付サービス停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で終日停止します。ご理解とご協力をお願いします。

※停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市 ☎ をご覧ください。  
時 12月22日(土)  
場 市内外の全店舗  
▶市民課 ☎042-460-9820  
保 ☎042-438-4020

## 市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 12月8日(土)・9日(日)午前9時～午後4時  
場 いずれも田無庁舎のみ  
●市税・納税課(4階)  
●国民健康保険料…保険年金課(2階)  
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など  
▶納税課 ☎042-460-9832  
▶保険年金課 ☎042-460-9824

## オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロック・捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組めます。

皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、多様な市民サービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源の安定確保と、市民の皆さんの安心・便利な納税のため、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付と滞納の抑制にご協力をよろしくお願ひします。

▶納税課 ☎042-460-9832



## 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。

表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。

問 登記について…東京法務局田無出張所 ☎042-461-1130  
▶資産税課 ☎042-460-9830

## 認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成30年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●平成31年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで  
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

甲 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。  
▶認定長期優良住宅について…建築指導課 ☎042-438-4017  
▶認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…資産税課 ☎042-460-9830

## 国民年金の任意加入

□高齢任意加入 年金額を満額に近づけたい方、受給資格期間が足りない方は、60歳以降でも保険料を納付できます。

対 国内に住む60歳以上65歳未満の方  
□特例高齢任意加入 70歳までに受給資格期間(10年)を確保できる方は保険料を納付できます。

対 国内に住む60歳以上70歳未満の方  
※任意加入中に、付加年金保険料を65歳まで納付することもできます(月額400円。国民年金基金加入者は不可)。  
※老齢基礎年金を繰り上げ受給している方・厚生年金加入中の方は不可  
※年金記録などを確認するため、ご来庁の際は時間に余裕を持ってお越しください。

持 ●口座振替…通帳・届け出印・年金手帳など  
●クレジットカード払い…クレジットカード・認め印・年金手帳など

甲 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)へ  
問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 平成31年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請受付

◆団体に認定されると  
●社会教育団体…市内スポーツ施設の使用料の2分の1を減額  
●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料免除

◆条件  
□各団体共通 ●規約・会則があり、独立した経理・監査の機能が確立されている ●団体の実績が客観的に認め

られる ●政治・宗教・営利を主たる活動目的としない ●団体の本拠が市内にある

□社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●構成員の60%以上が在住・在勤・在学者

□青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として10人以上で構成されており、その90%以上が在住者 ●指導者に対する謝礼・報酬などの支出がない

◆提出書類 ●申請書・会員名簿(指定様式) ●会則 ●平成30年度事業報告書(申請時までの実績でも可)・決算書(決算見込書でも可) ●平成31年度事業計画書・予算書

※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名・押印(朱印)が必須

◆申請書の配布 スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっと、市 ☎ からダウンロード

申 1月4日(金)～14日(祝)に、上記提出書類を申請書配布場所へ持参

※8日(火)は休館日のため、スポーツセンター・総合体育館・きらっとは受付不可  
※15日(火)以降はスポーツ振興課のみで受付

※14日(祝)までに申請し認定を受けた団体には、2月1日(金)から申請した窓口で認定通知書を交付します。

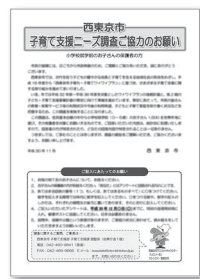
▶スポーツ振興課 ☎042-438-4081

## 子育て 子育て支援ニーズ調査のご協力を

市では、子どもの育ち・子育てに必要な環境を整備していくため、子ども・子育て支援に関する計画作りを進めています。

計画作りのため、3,000世帯の子育て中の皆さんにニーズ調査票をお送りしています。皆さんの声を計画に反映していきますので、お手元に届いた際は、お子さんや子育ての状況、子育てについて感じていることをお答えいただき、調査票をお送りください。

□回答期限 12月17日(月)(消印有効)  
▶子育て支援課 ☎042-460-9841



## 一時保育利用登録更新

平成31年度も一時保育の継続を希望する方は、更新手続きが必要です。

※手続きを行わないと4月1日以降の予約・利用ができません。

□受付期間 1月4日(金)～18日(金)  
□手続きが必要な方 12月28日(金)までに登録した方(1月4日以降に登録する方は手続き不要)

□提出書類 ●一時保育利用登録申請書 ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー生活管理指導表(食物アレルギーのある児童のみ)

□配布・提出場所 一時保育実施保育園・保育課(田無庁舎1階)  
※更新登録証は現在使用中の同じ番号

になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。

※1月1日(祝)(午前9時予定)よりシステムが新しくなります。システム入れ替えに伴い現在のシステムは12月28日(金)午後10時をもって使用できなくなります。

▶保育課 ☎042-460-9842

## 福祉 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

□受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生…20万円

□受験料貸付限度額 中学3年生…2万7,400円

高校3年生…8万円

対 在住世帯の生計中心者  
※貸付には条件があります。詳細は問へお問い合わせください。

問 社会福祉協議会 ☎042-422-2010  
▶生活福祉課 ☎042-438-4022

## 介護給付費通知を11月下旬に発送

介護保険制度に対する理解の推進および事業の健全な運営のため、介護サービスの利用者に、介護給付費通知としてサービスの利用実績をお知らせします。

対 8・9月に介護(予防)サービスを利用した方

▶高齢者支援課 ☎042-438-4030

## 介護保険事業者ガイドブックの発行

介護保険事業者ガイドブックは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご利用ください。

□配布開始予定日 12月14日(金)  
□配布場所 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター)・出張所・各地域包括支援センター  
▶高齢者支援課 ☎042-438-4032

## 障害福祉課窓口到手話通訳者配置

各庁舎での手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。

□12・1月の配置日 午後1時～5時

保谷庁舎 毎月第1(水)	田無庁舎 毎月第3(金)
12月5日(水)	12月21日(金)
1月9日(水)	1月18日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-438-4034  
☎042-423-4321



## 中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成